

## 別添資料集

### Ⅱ. 基礎年金を新規に請求される方※へ送付する給付金請求書等

※ 障害・遺族基礎年金を新規に請求する方、又は老齢基礎年金新規請求者（平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方）

#### Ⅱ. に該当する方への送付物

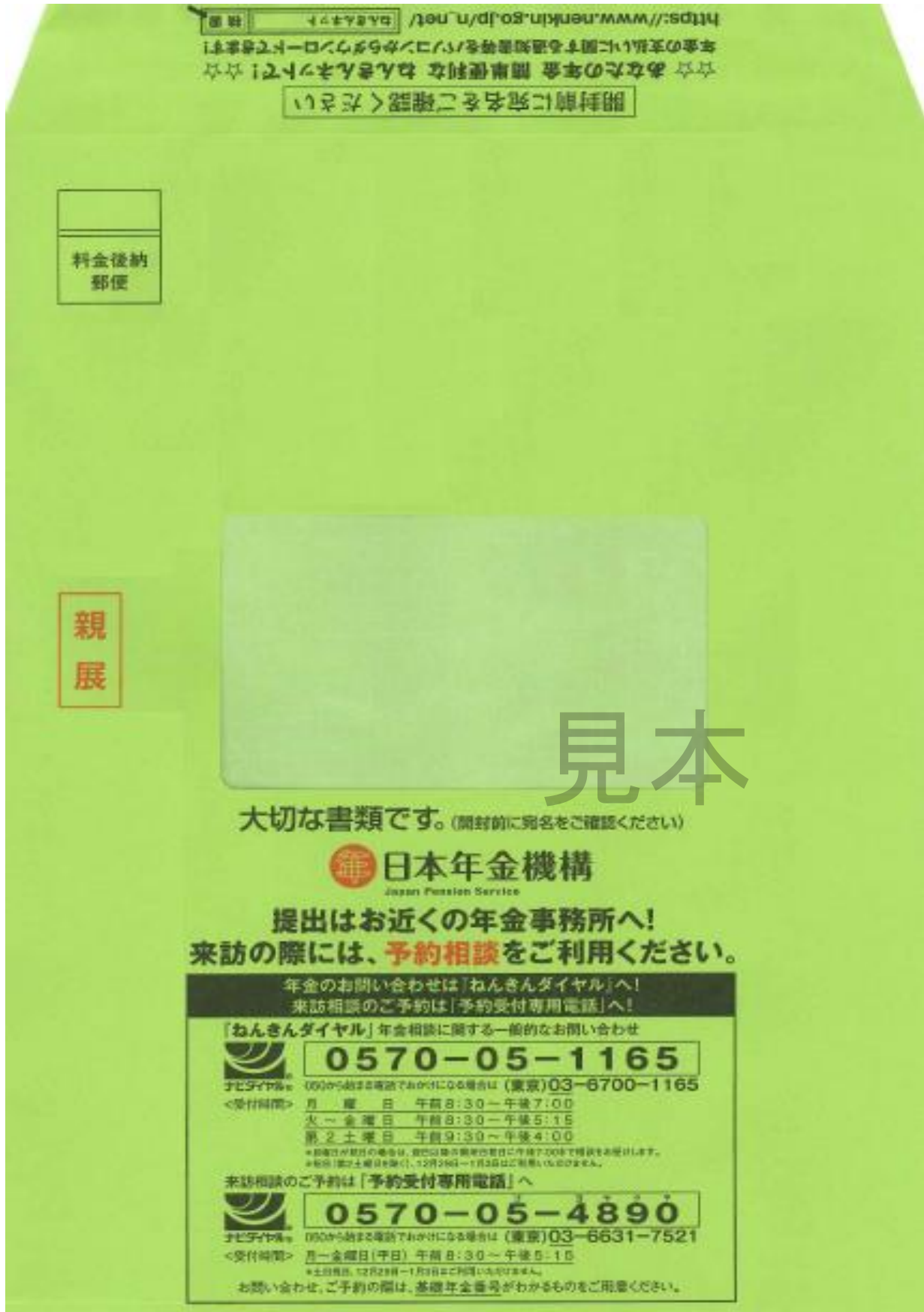
別添2-1 封筒

別添2-2 老齢基礎年金新規請求者に送付されるA4サイズの給付金請求書及び給付金手続きに関するリーフレット

別添2-3 障害・遺族基礎年金を新規に請求する方に送付される給付金請求書

Ⅱ.に該当する方のうち、老齡基礎年金新規請求者※へ送付している封筒

※平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齡基礎年金の請求を行う方。なお、障害・遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、茶色の封筒など、異なる封筒が届きますので、ご注意ください。



別添2-1の封筒に封入している請求書及びリーフレット表面

年金生活者支援給付金のご案内

(2019年10月開始)

✓ 年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、高齢者の方の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

✓ 支給要件に該当しない場合は支給されません。  
※ 支給要件等の詳細は裏面をご覧ください。

✓ **給付金を受け取るには、請求書の提出が必要です。**

請求手続き

① 請求書に、氏名などを記入

② 65歳になる誕生日の前日以降に、年金の請求書と一緒に提出  
※ 原則、添付書類は不要です。

③ 審査の後、2019年10月以降に、通知書が到着  
※ 給付金の通知書は年金証書送付後にお送りします。

④ 基準額 月額5,000円※の給付金が年金に上乗せ支給  
※ 実際の金額は、納付済期間等により異なります。

• 給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ口座に振り込みます。  
(例えば、10月分と11月分を12月中旬に振り込みます。)  
• 2019年12月までに請求された場合、制度がはじまる2019年10月分からのお支払いとなります。  
2020年1月以降に請求が遅れると、さかのぼって支払いがされず、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。



年金生活者支援給付金請求書

届書コード	712	※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。																				
①個人番号(マイナンバー) または基礎年金番号	<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																					
フリガナ																						
②氏名	姓	名																				
		(印)																				
③生年月日	5. 昭和	年 月 日																				
④住所	〒																					
	電話番号	( ) ( )																				

※ ①～④の上記空白欄内にご記入ください。  
※ 署名が自筆の場合は、押印は必要ありません。  
※ 給付金は、年金の受取口座と同じ金融機関へお支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

給付金種別		1. 老齢	2. 障害	3. 遺族
基礎年金	特別給付	所得額	円	
9		⑨認定年月日	⑩請求年度	⑪所属記録番号
		年 月 日	年	年 月 日
			9	⑫不該当年月日
				年 月 日

事務印	申請センター/支店	申請者	氏名(姓)	印



# 別添2-1の封筒に封入している請求書及びリーフレット裏面

## 留意事項

請求書の提出をいただく際には、次のすべての支給要件を満たしていることが必要です。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている方※1
- ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている方※2
- ③ 前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下である方

※1 老齢基礎年金が決定されている必要があります。老齢基礎年金の決定がされていない場合は給付金は支給されません。

※2 市町村の所得情報を利用して、日本年金機構において要件を満たしているかどうか判定しますので、課税証明書等の添付は必要ありません。(所得情報を確認できない場合など、ご提出をお願います。場合もごさいます。)

所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要がある場合があります。

(注) 日本国内に住所がないとき、老齢基礎年金が全額支給停止のとき、刑事施設等に拘禁されているときは、支給されません。

## 給付額と計算方法

老齢年金生活者支援給付金の給付額は、月5,000円を基準とし、保険料納付済期間等に応じて算出されます※1。

老齢年金生活者支援給付金は①と②の合計額となります。※1

- ① 保険料納付済期間に基づく額 (月額)  
= 5,000円※2 × 保険料納付済期間 / 480月
- ② 保険料免除期間に基づく額 (月額)  
= 約10,800円※2※3 × 保険料免除期間 / 480月

※1 前年の年金収入額と所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下である方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※2 毎人物価スライドにより改定

※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間については約10,800円、保険料1/4免除期間については、約5,400円となります。

【給付額の例】

> 納付済月数が420か月、全額免除月数が0か月の場合

① 5,000円×420/480月=4,375円

② 10,800円×0/480月=0円 ①+②=4,375円+0円=4,375円 (月額)

> 納付済月数が240か月、全額免除月数が60か月の場合

① 5,000円×240/480月=2,500円

② 10,800円×60/480月=1,350円 ①+②=2,500円+1,350円=3,850円 (月額)

> 納付済月数が60か月、全額免除月数が240か月の場合

① 5,000円×60/480月=625円

② 10,800円×240/480月=5,400円 ①+②=625円+5,400円=6,025円 (月額)

ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

( 請求書裏面 )

## Ⅱ.に該当する方のうち、障害・遺族基礎年金を新規に請求する方へ送付される給付金請求書

※老齢基礎年金新規請求者とは異なる封筒(茶色の封筒など)に封入されて届きますので、ご注意ください。

### 年金生活者支援給付金請求書

届書コード	712	※基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。									
①個人番号(マイナンバー)または基礎年金番号											
②氏名	フリガナ										
	氏					名					(印)
③生年月日	1. 明治 5. 昭和 9. 令和	3. 大正			年			月			日
④住所	〒 -										
	電話番号 ( )										
⑤届出年月日	令和 年 月 日										

※①～⑤の上記空白欄内にご記入ください。

※自筆署名の場合、押印は不要です。

※給付金は、年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

【日本年金機構記入欄】※以下、記入しないでください。

給付金種別		1. 老齢		2. 障害		3. 遺族			
④ 受取 口座 番号	⑦所得額						⑤ 所得 区分		
							円		
⑨認定年月日			⑩請求年度		⑪所得証明対象年		⑫不支給事由	⑬不支給事由該当年月日	
9								9	

事務センター長/ 局長	副事務センター長/ 副局長	グループ長/ 課(室)長	関係者

